

八代市国民保護計画素案について

「計画づくりにご意見をお寄せください」

国民保護とは

国民保護とは、有事の際に、国・都道府県・市町村が連携して迅速に避難誘導や救援活動などを行い、市民の生命・財産を守るための仕組みです。

台風などの自然災害に対しては、従来から災害対策基本法や災害救助法などの整備によって、住民の皆さんの生命・財産を守るための手段や方法が定められていました。

しかし、日本がもし武力攻撃を受けた場合、国や地方公共団体が、どのような措置をとるのかについての法律は、戦後半世紀以上にわたって未整備でした。

そこで、アメリカの同時多発テロや北朝鮮問題を契機に有事法制が国会で議論されるようになり、平成15年から16年にかけて、有事関連法が制定されました。その中のひとつが「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）です。

国民保護法とは

国民保護法は、有事の際に国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるように、国、地方公共団体などの責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置等

を定めることで、国全体として万全の態勢を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的としています。

八代市国民保護計画

市では、国民保護法に基づき、国民保護計画を策定します。計画では、普段から準備しておく事項、有事の際の市の実施体制、警報の伝達、住民の避

難誘導、有事などが終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを定めます。

計画の主な内容

第1編 総論

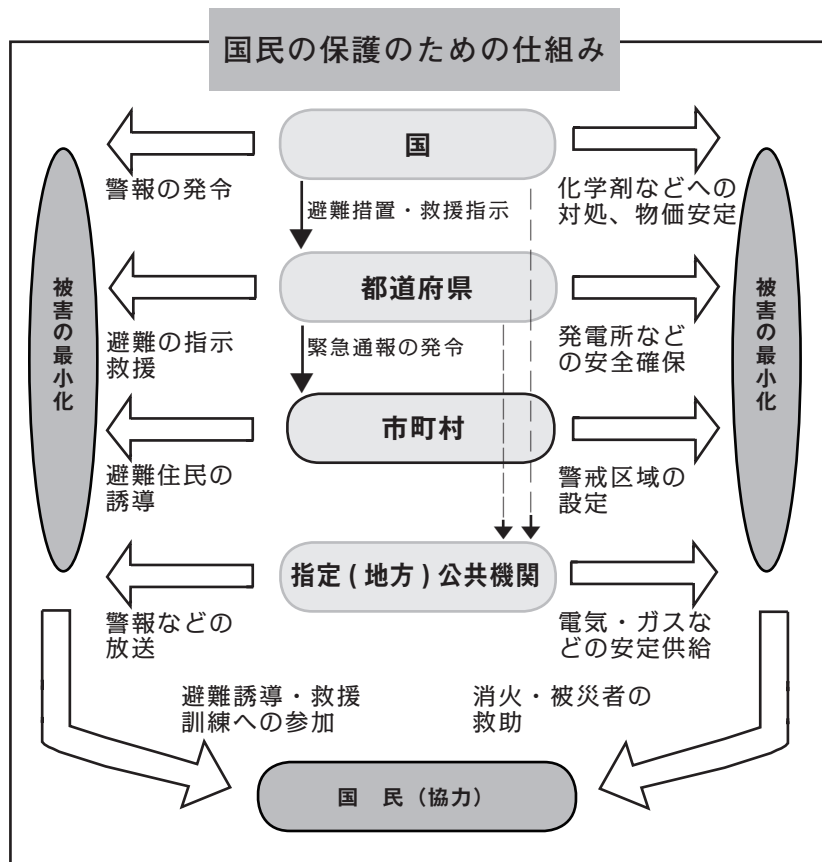
国民保護措置に関する基本方針、関係機関の事務・業務の大綱、本市の特性、対象とする事態等について

第2編 平素からの備えや予防

武力攻撃事態等に備えた平素からの体制整備や備蓄、訓練、普及啓発について

第3編 武力攻撃事態等への対処

市対策本部の設置、警報の伝達、避



難住民の誘導、救援、安否情報の収集・提供など実際に武力攻撃が発生した場合の市の対処法について

第4編 復旧

応急の復旧及び事態終息後の復旧について

第5編 緊急対処事態への対処

警報の通知や伝達など大規模テロ等の緊急対処事態が発生した場合の市の対処法について

素案に対するご意見をお寄せください

市では、平成18年度中に八代市国民保護計画を策定するため、その「素案」について、市民の皆さんのご意見を募集します。お寄せいただいたご意見は、市の諮問機関である八代市国民保護協議会に提出し、計画づくりに反映させます。

素案は、市ホームページ、市役所本庁舎1階情報プラザ、各支所総務課でご覧いただけます。

ご意見は、はがき、封書、ファックス、Eメールで9月30日(土)までに左記へお送りください。

ご意見の送付・問合せ先

〒866-8601

八代市松江城町1-25

八代市役所防災危機管理課

☎ 33-4112 FAX35-2009

Eメール

bosaikiki@city.yatsushiro.lg.jp